

令和4年3月2日

政府対策本部長
内閣総理大臣 岸田 文雄 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長
長野県知事 阿部 守一

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
まん延防止等重点措置の適用の終了に関する要請について

長野県においては、入院者数の増加による医療のひっ迫を避けるとともに、療養や濃厚接触による自宅待機者の増加による社会機能の停滞を防ぐため、1月27日から3月6日までを期限とし新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」を講じてきたところです。

この間の県民の皆様のご協力により、直近1週間(令和4年2月23日～令和4年3月1日)の新規陽性者数は2,433人、人口10万人あたり118.79人、3月1日現在の確保病床使用率は33.3%といずれも減少傾向となっている状況です。

したがって、新型インフルエンザ等のまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がなくなったことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、長野県の「新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間」を3月6日で終了することを要請いたします。